

斜里町地域おこし協力隊募集要領 『ブランディングと移住定住対策推進』

～世界自然遺産「知床」のまちに住みたいという想いに応えられる地域に～

1. 斜里町ってこんなところ

斜里町は北海道東部、オホーツク海に面した人口約 11,000 人のまちです。世界自然遺産である「知床」を有しており、大自然を背景とした観光業とともに農業と漁業を基幹産業としています。

日本百名山のひとつである斜里岳の麓にまちが広がり、春から夏にかけてじゃがいもの花がいっぱいに咲き、秋になるとサケが川を遡上し、冬には流氷が海を埋め尽くす。そんな、季節によって大きく表情を変える風景が魅力のひとつです。

まちづくりの基本理念は「みどり(自然)と人との調和」であり、知床でのテレワークやワーケーションの推進、知床の開拓地跡におけるナショナルトラスト運動(寄附金を財源とした自然保護活動)などを実施しています。地域ブランディングも「SHIRETOKO!SUSTAINABLE 海と、森と、人。」をブランドスローガンに 2015 年から進めています。

2. まちの課題

現在、人口減少や少子高齢化による地域コミュニティの希薄化や地域経済への影響が危惧されています。この現状の中、この地にある豊かな自然や資源などの強みを生かしつつ、テレワークや地域ブランディングで、より深く地域の魅力に触れ、斜里のファンを増やすこと、そして、移住定住支援をはじめとした斜里町に人を呼び込む施策を進めることが、「持続可能な地域の未来」を目指していく上で求められています。

3. 募集内容：移住定住対策推進員（ブランディングとも連動） 1名

4. 業務概要

【移住定住対策推進員】

「移住定住対策」の基盤づくりと対策の加速化を図ることが移住定住対策推進員の業務目標です。このほか、「テレワーク推進事業」「知床ブランディング」などの事業を通じて、関係人口の増加や移住・定住者の増加を図るために行う下記の業務に携わっていただきます。

- ・庁内プロジェクトチームを基本的枠組みにおいた「移住定住対策」に関する協議、ワンストップ相談窓口の充実及びポータルサイト運用準備などの「移住定住対策」の基盤づくりに関する業務
- ・移住定住者増加を目的とした町内のテレワーク促進に向けた業務
- ・移住定住のファーストステップとして位置付ける関係人口の増加に向けた「地域ブラン

ディング」業務

- ・地域ブランディングを推進している斜里町地域プロジェクトマネージャーとの連携・協力

5. 応募資格

- (1) 応募時点で、三大都市圏（注1）又は都市地域（注2）等（過疎地域等条件不利地域指定の市町村以外（注3））に居住し、任用後に斜里町に住民登録を移し、移住できる方

※任用前に斜里町に転入した場合、任用取り消しとなりますのでご注意ください。

- (2) 心身ともに健康で、地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域活性化に取り組む意欲のある方
- (3) 企業PR、ブランディング、デザイン、ライティング、クリエイターなどの実務経験があり、地域の課題解決に興味がある方。
- (4) 組織内外の人と関わり、提案するような経験をお持ちの方又は未経験でも興味をお持ちの方
- (5) 普通自動車運転免許証（A T車限定可）を取得している方
- (6) パソコン（Word・Excel等）を日常的に操作している方
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

注1) 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

注2) 都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（条件不利地域）に該当しない市町村をいう。

注3) 過疎地域等条件不利地域指定の市町村とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

6. 勤務地:斜里町役場

7. 雇用形態・期間

- (1) 雇用形態 斜里町会計年度任用職員（パートタイム）
- (2) 雇用期間 令和5年度内着任から最長3年間まで
(地域おこし協力隊として相応しくないと判断した場合は、更新しません。)
※任期満了後の定住・起業等に向けた相談にも対応します。
- (3) 副業（サイドビジネス） 希望すれば勤務時間外の副業も可能（所属企業からの派

遣など)。

※ただし、職務専念義務違反や信用失墜行為の適用を受けない範囲に限る。

8. 勤務時間:8:45~17:30のうち週30~35時間

※要相談

9. 報酬等【報酬及び期末手当を合わせた想定年収:約300万円】

(1) 月額:221,380円 ※勤務時間によって変動あり

(2) 期末手当:年2回支給

※ただし、採用時期や給与改定等により変動する場合があります。

(3) 社会保険(健康保険・厚生年金)・雇用保険・労災(自己負担あり)

(4) 活動車両あり(燃料費については上限あり)

(5) 住居借上げに係る助成あり(上限30,000円)

(6) 灯油手当(上限あり)

(7) 引っ越しにかかる費用は自己負担

10. 休日・休暇

(1) 土日及び祝日(業務で出勤した場合は、代休取得)

※週休3日及び祝日に変更可(要相談)

(2) 年未年始(12月29日~1月3日)

(3) 有給休暇(20日/年度)

11. 応募方法(随時)

応募用紙に必要事項を記入のうえ、斜里町役場総務部企画総務課宛にメール送付してください。

※応募用紙は、町HPよりダウンロードしてください。

※定員に達し次第募集終了

12. 選考

(1) 第1次選考は、書類による選考とし、応募者全員に結果を文書にて通知します。

(2) 第2次選考は、第1次合格者を対象に面接試験を実施します。詳細は、文書にて通知いたします。

【面接】面接会場までの交通費等は自己負担とします。(ZOOMでの面接試験も検討しています。)

13. 問い合わせ先

〒099-4192

北海道斜里郡斜里町本町12番地 斜里町総務部企画総務課

電話番号：0152(23)3131

メールアドレス：sh.kikaku@town.shari.hokkaido.jp